

公民館活動と憲法

— 学ぶ権利と表現の自由 —



憲法により、教育を受ける権利は子どもだけではなく、大人にも保障されています。また、社会教育法には「公民館は、…住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と謳われています。公民館で学ぶ意味や、公民館の役割について、学んでみませんか。

日 時 令和7年3月2日(日曜日)
午後1時30分～3時30分

ところ 中央公民館 講座室2

講 師 久保木 亮介さん(弁護士)

費 用 無料

対 象 市内在住・在勤・在学の方

定 員 30名

申込み方法

2月22日(土)までに、電話か電子メールでお申込みください。

電子メール ⇒ 氏名(ふりがな)、年代、住所、電話番号を明記し、
件名を「公民館活動と憲法申込」として送信してください。

電 話 ⇒ 月曜日を除く、午前9時から午後5時まで

※申込み多数の場合は抽選、申込み結果は2月25日(火)以降、全員に郵送でお知らせします。

申込み・問合せ

小平市中央公民館 (小平市小川町2-1325)

☎ 042-341-0861

✉ kominkan-koza@city.kodaira.lg.jp